

# 入院中の食事について

当院は「入院時食事療養費(Ⅰ)」の届け出を行っています。

管理栄養士によって管理された食事を、朝食は午前8時、昼食は12時、夕食は午後6時に、適温で提供しています。

・ご負担いただく金額は次のとおりです。

(1) 保険適用の場合 1食につき490円  
ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

- ① 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等および精神病床に1年超入院する場合 1食につき280円
- ② 世帯全員が住民税非課税で、過去1年間の入院期間が90日以内の場合 1食につき230円
- ③ 世帯全員が住民税非課税で、過去1年間の入院期間が90日を超える場合 1食につき180円
- ④ 世帯全員が住民税非課税で世帯の各所得がない、老齢福祉年金受給者の場合 1食につき110円

※「限度額適用認定証」、「入院時食事標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。

(2) 自費の場合 1食につき670円

○特別メニュー差額料金 1食につき260円  
(ただし、助産の場合には231円)